

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主、お客様、その他の関係先に対し、誠実でより良い協力関係の実現に努め、国内外の法令及び社会規範を遵守し、社会的責任を果たす経営体制を目標としており、コーポレートガバナンスは重要課題と考え、経営環境の激しい変化に対応すべくその強化、充実により意思決定を迅速に行い、堅実で機動性をもった経営を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

■補充原則4-1-2【中期経営計画に対するコミットメント】

原則3-1のとおり、当社は、中期経営計画(2014年度～2016年度)を策定し、その実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。また、経営会議にて事業計画の進捗状況の確認を行い、計画に変更が生じた際は原因を分析し、必要に応じてその結果を開示するとともに、善後策を含めた検討内容は次期以降の計画に反映させることとしております。

■原則4-2【取締役会の役割・責務(2) 経営陣の報酬】

毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行っており、会社の重要課題について、取締役が新規提案できる場となっております。

さらに取締役の迅速・果断な意思決定を支援するため、経営の意思決定と業務執行を分離する執行役員制度を採用しております。取締役の業績向上に対する士気を高めるうえで、インセンティブ付与に関する施策は有効な施策であると認識しており、制度設計を検討しております。

■補充原則4-2-1【業績連動報酬の割合・現金報酬と自社株報酬の適切な割合の設定】

業績向上に対する士気を高めるうえで、インセンティブ付与に関する施策は有効な施策であると認識しており、業績連動報酬や株式報酬について検討しております。

■原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は各部門に精通した取締役と、エンジニアリングに精通した大学教授および公認会計士から成る社外取締役に構成されております。監査役会は、会計監査および業務監査に精通した社内常勤監査役と、公認会計士、弁護士から成る社外監査役に構成されております。取締役会の取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、今後、取締役会の機能向上に向けて検討してまいります。

■補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性の分析・評価】

毎年事業年度末に、社外取締役および監査役の意見を参考にし、取締役会全体の実効性について分析・評価を取締役にいたします。なお、その結果の概要の開示については、今後課題として検討してまいります。

■補充原則5-1-2【株主との対話を促進するための方針】

当社はIR担当に総務担当取締役を指定し、これを総務部、経理部が連携し補佐しております。個別面談以外の対話の手段については、スモールミーティング等を視野に入れ検討しております。

また、IR取材内容は記録・分析を行い、必要に応じて取締役会へ報告し、取締役や監査役との情報共有を図っております。「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要情報等が外部へ漏えいすることのないよう、情報管理の徹底に努めております。

■原則5-2【経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、ROE5%以上を数値目標としているほか、原則3-1のとおり、中期経営計画(2014年度～2016年度)を策定のうえ、これを社内に通達し認識の共有を図っております。今後、その内容についてはIR活動を通じ説明してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

■原則1-4【いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の強化による円滑な事業活動、配当等のリターンを勘案しつつ、取引先の株式を保有することでビジネス上のメリットのあるものをいわゆる政策保有の対象としております。

政策保有株式について、中長期的観点から保有する意義を明確にし、リターンとリスク、採算性の分析を行い、新規保有銘柄と継続保有銘柄の必要性の有無について毎年取締役会において検証します。

議決権の行使については、当社のビジネス上のメリットを害すると判断される場合には慎重に賛否を判断します。

■原則1-7【関連当事者間の取引】

取締役が競業取引または利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認を要することとしております。

取締役が取締役会の承認を得て、競業取引または利益相反取引をしたときは、遅滞なくその取引につき重要な事実を取締役会に報告することとし、当社が不利益とならない体制を整えております。

■原則3-1【情報開示の充実】

【1】会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念

わが社はプラント建設事業の意義と使命を自覚し積極進取の精神を基に社業の発展を図り、もって産業社会の繁栄に寄与することを念願する。

中期経営計画(2014年度～2016年度)

1. 企業基盤の再構築

1-1 CSRの推進

- (1) コンプライアンス業務の確立
- (2) 経営リスク管理の確立
- (3) 会社組織の見直し

1-2 施工体制の強化

- (1) 請負工事体制の確立

1-3 人材の確保と育成

- (1) 責任者になれる人材の育成
- (2) 人的資源の有効活用

1-4 安全・品質の更なる自立と浸透

- (1) 環境整備による再発防止
- (2) 水平展開と浸透

2. 攻めと守りの受注戦略

2-1 事業維持拡大のための戦略的受注

- (1) 新規建設工事の戦略的受注の推進
- (2) 箇所・拠点の維持・拡大

2-2 マーケットプライスへの挑戦

- (1) コスト競争力の強化
- (2) 契約条件設定と本契約外工事の適正処理による収支改善
- (3) 工法の改善によるコスト低減

【2】本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

株主、お客様、その他の関係先に対し、誠実でより良い協力関係の実現に努め、国内外の法令及び社会規範を遵守し、社会的責任を果たす経営体制を目標としており、コーポレートガバナンスは重要課題と考え、経営環境の激しい変化に対応すべくその強化、充実により意思決定を迅速に行い、堅実で機動性をもった経営を目指しております。

【3】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬等の方針については、基本報酬と当期の業績を勘案した業績連動報酬から成り、これを社外役員からの意見を聴取し、取締役会で決定しております。

【4】取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員候補の指名手続きは、任期等を考慮し、候補者を絞り、取締役会にて決定しております。

取締役の選任方針は、次のとおりとする。

- (1) 豊かな経験を有すること
- (2) 指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること
- (3) 取締役にふさわしい人格、識見を有すること
- (4) 心身ともに健康であること

社外取締役の選任方針は、会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がなく、専門知識・豊富な経験を有していること。

監査役の選任方針は、次のとおりとする。

(1) 任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を有していること

(2) 監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して十分な知見を有する者であることが望ましい

社外監査役の選任方針は、会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がなく、専門知識・豊富な経験を有していること。

【5】取締役会が上記【4】を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

経営全般に関与するにふさわしい人格および識見と各々が有する豊富な経験や専門的知識を当社の経営に反映し、かつ、相互に補完することにより、取締役会・監査役会全体としてバランスを保つように、個々の指名を行っております。役員の選任にあたっては株主総会の選任基準に、個々の略歴・選任理由を記載し説明しております。

■補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、毎月定時に、また特別の事情が生じた場合はその都度臨時に開催し、(1)法令または定款に定める事項、(2)取締役会規則に定める事項、(3)経営に関する重要事項について審議、決定しております。

■原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

社外取締役については、当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、専門知識・豊富な経験を有している独立社外取締役2名を選任し、取締役会において中立・公正な立場での意見を述べるができる環境となっております。

■原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた当社独自の独立性基準を策定し、これに基づくほか、専門知識・豊富な経験を有し、取締役会において中立・公正な立場での意見を述べるができる人物を選定しております。
(社外役員の独立性に関する基準)

以下のいずれにも該当しない場合は、当グループと重要な利害関係のない独立取締役・独立監査役であると見なす。

- A. 当社グループを主要な取引先とする者(直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者)又はその業務執行者
- B. 当社グループの主要な取引先(直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループに行っている者)又はその業務執行者
- C. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭(直近事業年度において当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受領しているもの)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- D. 次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者
 - (A) 前AからCまでに掲げる者
 - (B) 当社の子会社の業務執行者
 - (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - (D) 過去3年において前(B)、(C)又は当社グループの業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者
- E. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
- F. 当社グループが大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- G. 当社グループから多額の寄付(直近事業年度において1,000万円を超える寄付)を受けている者又はその業務執行者
- H. 当社グループの主要な借入先(当社グループが借入を行っている金融機関であって、直近事業年度において当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先)
- I. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- J. 社外役員の相互就任関係(当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係)となる他の会社の業務執行者

■補充原則4-11-1【取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は現在、取締役9名、監査役4名で構成されております。このうち、社外取締役は2名、社外監査役は2名となっております。
取締役は、経営全般に関与するにふさわしい人格と各部門に精通する人材を取締役として選任し、社外取締役は、高い専門性を有する人材としてエンジニアリング分野の大学教授と公認会計士を選任しております。
監査役は、会計監査・業務監査に精通した常勤監査役と専門知識を有する公認会計士および弁護士を選任しております。
選任の手續にあたっては、事業年度末に前記方針に基づいて候補者を選定しております。

■補充原則4-11-2【役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

現在、社外取締役1名が、他の上場会社の社外監査役を兼任している以外、他の上場会社の役員を兼任しておらず、職務執行に十分に時間を費やすことができる体制となっております。兼任先数についても合理的な範囲にとどめるよう努めております。
なお、取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任する状況は株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書により適宜開示しております。

■補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性の分析・評価】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

■補充原則4-14-2【取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、各取締役・監査役が個別に必要なトレーニングの機会の提供・斡旋及び費用の支援を行うこととしております。

■原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話について、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するために、必要な体制と取組みについて定期的に見直し検討することとしております。
これに基づき、株主との対話全般については、建設的な対話が実現するように株主の関心の高い事項を踏まえた上で、IR担当取締役が面談に臨みます。
IR担当に総務担当取締役を指定し、これを総務部、経理部が連携し補佐しております。
個別面談以外の対話の手段については、スモールミーティング等を視野に入れ検討しております。
IR取材内容は記録・分析を行い、必要に応じて取締役会へ報告し、取締役や監査役との情報共有を図っております。
「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要情報等が外部へ漏えいすることのないよう、情報管理の徹底に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,431,000	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,380,000	5.84
第一生命保険株式会社	1,965,000	4.82
太平電業社員持株会	1,803,522	4.43
西華産業株式会社	1,507,371	3.70
株式会社三井住友銀行	1,392,191	3.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,104,972	2.71
HSBC-FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD	987,000	2.42
野村信託銀行株式会社(太平電業社員持株会信託口)	919,000	2.25
三井住友海上火災保険株式会社	875,000	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水口義久	学者											
弓場法	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水口義久	○	——	同氏は、長年にわたる機械工学分野の研究者としての豊富な経験と知見を有していること、および経営陣と独立した関係にあることから、社外取締役として選任しております。
弓場法	○	——	同氏は、他社での監査経験からの確な経営監視することを期待できること、また、長年にわたる公認会計士としての財務および会計に関する専門的な見識を有していること、および経営陣と独立した関係にあることから、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び経営企画部と定期的かつ必要に応じて情報・意見交換を行い、監査機能の有効性を高めるため、連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯島征則	公認会計士													
加藤祐司	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯島征則	○	――	同氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有していること、および経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。
加藤祐司	○	――	同氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する深い見識を有していること、および経営陣と独立した関係にあることから、社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	4 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役については、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた当社独自の独立性基準を策定し、これに基づくほか、専門知識・豊富な経験を有し、取締役会において中立・公正な立場での意見を述べるができる人物を選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する士気を高めるうえで、インセンティブ付与に関する施策は有効な施策であると認識しており、制度設計を検討しております。また、役員報酬のうち賞与につきましては、業績を勘案し実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容

・取締役の年間報酬総額	233百万円
・監査役の年間報酬総額	37百万円
・合計	270百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の方針については、基本報酬と当期の業績を勘案した業績連動報酬から成り、これを社外役員からの意見を聴取し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会に付議する議案を事前に提出するとともに、その他重要事項については審議された関係資料等をいつでも閲覧できる状態にしております。また、社外監査役の職務を補助する専従のスタッフは配置しておりませんが、総務部および経理部にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行・監査の状況

当社は取締役会を取締役9名(うち社外取締役2名)で構成し、毎月定時に、また特別の事情が生じた場合はその都度臨時に開催しております。これにより適時に決議し、意思決定の迅速化を図っております。取締役会は原則として毎月開催される常務会において審議・立案された案件を違法性・適格性に照らし検討し決定しております。また、取締役と執行役員等で構成される執行役員会を毎月開催し、このうち年4回を分掌箇所長も加えた箇所長会議および経営会議とし、業務執行状況の報告、情報交換ならびに決議事項の伝達も行っております。

監査役については、4名のうち2名を社外監査役とし、取締役会のほか、年2回開催される箇所長会議等に出席し、経営に対する監視を行うとともに、適宜アドバイスを受けております。また監査役会を定期的に開催するとともに、年間計画に基づいて監査活動を実施しております。なお、社外監査役に対する専任スタッフの配置はしておりませんが、総務部および経理部にて対応しております。

独立役員については、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、また専門分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社取締役会および監査役会において独立した立場で有益な助言を行っていることから社外取締役 水口義久、弓場法の両氏および社外監査役 加藤祐司、飯島征則の両氏を指定しております。

2. 会計監査の状況

会計監査については、太陽有限責任監査法人を選任しております。当社監査に従事する業務執行社員ならびに監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

(1) 業務を執行した公認会計士

- ・指定有限責任社員 業務執行社員 大村 茂 継続監査年数 4年
- ・指定有限責任社員 業務執行社員 尾川 克明 継続監査年数 4年

(2) 監査業務に従事する補助者

- ・公認会計士 5名
- ・その他 4名

3. 監査報酬等の内容

平成27年度における当社の太陽有限責任監査法人への報酬等の額は以下の通りであります。

- ・公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 43百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における経営の意思決定機能および執行役員の業務執行を監督する機能の充実化を図り、迅速かつ的確な経営判断が可能となっております。

独立役員に指定する2名の社外監査役による監査役会設置会社に加え、同じく独立役員に指定する2名の社外取締役により独立・公正な立場による監視のもと、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話からの電磁的方法による議決権の行使を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJの機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
その他	ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明 会を開催	年2回、決算発表後に東京証券取引所にて新聞記者に対する決算内容の説明 会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び経理部にて対応しております。	
その他	アナリスト・機関投資家からの個別の取材には適宜対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	「太平電業企業行動憲章」並びに「太平電業倫理行動規準」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR推進委員会を設置し、CSRを重視した事業活動を展開しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として次のとおり整備しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。
- 2 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。
- 3 社長直轄の経営企画部が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言、勧告をする。
- 4 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはおそれのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。
- 5 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。
- 2 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。
- 2 経営リスクが生じた場合に備え、「リスク管理規程」、「危機管理マニュアル」に基づき、経営リスクに対する予防ならびに発生時の迅速な対応ならびに体制を敷く。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行う。
- 2 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会ならびに経営会議を定期的に開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
- 3 執行役員制度を拡充し、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
- 4 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限、業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

(5) 当社およびグループ会社(子会社・関連会社)から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
- 2 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
- 3 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
- 4 当社は、年に一回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
- 5 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- 6 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画(BCP)」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- 7 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
- 8 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年一回の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- 2 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- 2 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。
- 3 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- 4 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。
- 2 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- 3 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは企業の社会的責任を果たすため、反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に明記するとともに、関係法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する。

総務部を反社会的勢力及び団体への対応部署とし、所轄警察及び顧問弁護士と定期的に連絡を取り合い、不当、不法な要求があった場合は、速やかに対処できる体制の構築とコンプライアンス向上に向けた教育・研修を実施している。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

